

A 様

世田谷区監査委員	田 中 文 子
同	中 根 秀 樹
同	下 山 芳 男
同	高 橋 昭 彦

住民監査請求について（通知）

令和 6 年 5 月 1 5 日付 6 世監第 4 7 号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないことと決定したので通知します。

記

本件請求について、請求人より提出された令和 6 年 6 月 3 日付補正書によって区の執行機関又は職員による財務会計上の行為として特定されたものは、弦巻中学校に係る契約（①平成 3 0 年 4 月 1 日付 3 0 世契委随第 5 2 3 号「学校開放施設等の運營業務委託（概算契約）」（以下「契約①」という。）、②令和 4 年 4 月 1 日付 4 世契委随第 5 8 6 号「学校開放施設等の運營業務委託（概算契約）」（以下「契約②」という。）、八幡山小学校に係る契約（③令和 2 年 4 月 1 日付 2 世契委随第 6 8 6 号「学校開放施設等の運營業務委託（概算契約）」（以下「契約③」という。）、及び希望丘地域体育館に係る契約（④平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日付 3 0 世契委随第 1 1 8 8 号「平成 3 0 年度世田谷区立希望丘地域体育館運營業務委託（概算契約）」（以下「契約④」という。）、⑤平成 3 1 年 4 月 1 日付 3 1 世契委随第 2 2 6 号「平成 3 1 年度世田谷区立希望丘地域体育館運營業務委託（概算契約）」（以下「契約⑤」という。）の締結である。これら各契約の締結は、法第 2 4 2 条第 1 項に定める財務会計上の行為である「契約の締結」に該当する。

本件請求は、特定された上記各財務会計上の行為のあった日、すなわち上記各契約の締結日から 1 年が経過した後になされている。法第 2 4 2 条第 2 項は、同条第 1 項に定める住民監査請求は、その対象とする財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをする事ができないとし、ただし、正当な理由があるときは、この限りではないとする。

そこで、本件請求が各契約の締結日から 1 年を経過した後になされたことについて、同条第 2 項ただし書の「正当な理由」があると認められるかを検討する。

同項ただし書の「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる

程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決参照）。そして、通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査を正当な理由の有無の判断基準としていることの趣旨を考慮すると、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである（最高裁判所平成14年9月17日第三小法廷判決参照）。

区民は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）に基づき、実施機関に対し、当該財務会計上の行為に係る公文書が作成又は收受された日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており、これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は、当該公文書が開示されると、区民は、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができるものと考えられる。そうすると、当該区民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である。

そこで本件請求を検討すると、その対象とする財務会計上の行為である上記契約①は平成30年4月1日、契約②は令和4年4月1日、契約③は令和2年4月1日、契約④は平成30年12月27日、契約⑤は平成31年4月1日を、それぞれ契約締結日として契約書が交わされている。

そして、本件請求は、最も遅く締結された契約②の契約締結日令和4年4月1日から2年以上経過した令和6年5月15日になされたものである。

契約書等上記各契約に係る公文書については、上記各契約締結日には閲覧等を行うことができる状態に置かれて開示請求をすることができたと推認することができ、上記各当該文書の内容からして、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたというべきである。そうすると、上記開示請求ができたとする時点から相当期間が経過した場合、正当な理由はないことになる。

そして、本件請求は、上記各契約に係る公文書について開示請求をすることができた時点から、最も短いものでも2年以上の期間が経過した後になされたものであるから、相当な期間内にされたものということはできず、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があったものと認めることはできない。

よって、本件請求については、法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であるから、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。



世田谷区職員措置請求書

世田谷区長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

世田谷区が100%出資して平成11年に設立された公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下財団）は区の指定管理業者であり、スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興のために15施設を管理運営しており、区から委託料・補助金が投入されている。その額は令和5年度財団総収入額の53.8%・・・別紙事実証明書（甲①）。その財団と業務委託業者の入札・契約において不正が恒常的に行われ、民間業者の公平・公正な競争が阻害され、結果として契約金額が高止まりし、区民（納税者）に損害が発生している。このため、区は財団との契約を直ちに破棄し、区が財団に支払った委託料の内、財団から■■■■■に支払われた契約金額である（平成30年1月31日弦巻中学校トレーニングルーム運営業務委託入札の契約金額相当分2,019,600円、令和4年2月4日弦巻中学校トレーニングルーム運営業務委託入札の契約金額相当分2,491,236円、令和2年1月30日八幡山小地域体育館施設管理・受付利用案内・清掃等業務委託入札の契約金額相当分12,896,400円、平成30年度希望丘地域体育館受付利用案内等業務委託の随意契約の契約金額相当分2,167,128円、平成31年度希望丘地域体育館受付利用案内等業務委託13,305,008円）を回収し区に返還するよう、然るべき措置を求める。

- ① 一つ目の不正は平成30年1月31日の世田谷区立弦巻中学校トレーニングルーム運営業務委託の指名入札である。平成29年12月に落札業者・■■■■■営業担当・■■■■■は談合協力企業から「財団から指名もらった、今回も協力させてもらう」との電話連絡を受け、上司である同社入札責任者・■■■■■と■■■■■の右腕・■■■■■（2人はこの業界の札ふり役）の指示のもと、■■■■■自ら3社の見積を作成伝達し、“必ず談合協力する確約”として入札金額の見積書をもらい、前年12月13日にPDFデータに保存した・・・別紙事実証明書（甲②）。■■■■■には■■■■■が電話で入札金額を伝えた。入札日約1か月半前には■■■■■と参加業者4社との価格協定は完了していたのである。このことは令和3年10月12日、財団施設課■■■■■、■■■■■、■■■■■（窓口担当）と面会・告発した際に前述の証拠を提示しているにもかかわらず、令和4年2月4日入札で再び■■■■■・■■■■■を参加させている（その他参加業者も談合仲間）。この非常識さは区民を愚弄するものである。ビルメンテナンス業界は談合が蔓延している。告発の席上、■■■■■から「談合なんてよくあることでそれがどうしたんですか」という態度に如実に

表れている。[]は入札責任者でありながら官製談合と民製談合の違いを理解していなかった。令和3年11月2日の財団に対する[]からの質問に一切回答していない・・・(甲③)。

財団財務規定第47条に随契以外は原則として指名競争入札の方法によるものとする。この規定は時代錯誤である点について述べる。会計法29条の3は「契約担当官及び支出負担行為担当官（以下、契約担当官等という）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、3項（注：指名競争入札）及び4項（注：随意契約）に期待する場合を除き、公告して申し込みをさせることにより競争に付す、つまり、一般競争入札に付すことを原則としている。

また、地方自治法234条1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と定め、同条2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定し、一般競争入札を原則としている。この会計法・地方自治法ともに昭和22年施行である。指名入札は発注機関から指名されない限り入札に参加できず、通常指名されるのは当財団では4～7社であるから参加業者が想定されやすく、談合を誘発する危険性が高いということである。2つ目に発注者の恣意（裁量）性が発揮されやすい指名競争入札の下では、「政官財の癒着」が生まれやすいということである。実際、[]は[]から「最初は財団から指名してもらえよう[]に口利きしてもらった」と聴いている。指名を受けられず業者が倒産に追い込まれることもあるだろう。ところが、発注機関の「指名」という行為は行政裁量であるから、範囲逸脱や乱用がない限り、訴訟の対象とならない。広範な裁量権を有する発注機関が、それを背景にして常に業者に対して取引上優越した地位を保ち、一方で業者は取引上劣位に置かれることになる。このような状況を評して公共事業を請け負う業者は自らを“請け負け産業”と自嘲的に言うようになったのである。以上のように指名競争入札は入札研究者の間でも談合の温床とされ、不正防止の入札改革を進める自治体では一般入札への移行はイロハのイである。このような旧式の財務規定をいまだに掲げている現状に区は黙認しているのだろうか。また、財団財務規定第47条3項「指名競争入札の参加者は、別途理事長が定める参加者選定基準に基づき、参加しようとする者のうちから信用実績等を勘案の上指名する」とあり、その参加者選定基準とは何かを情報開示請求したが非開示回答であった。区から委託料・補助金が支出されている以上、選定基準を公にしないことが許されるであろうか。財団は理事長の私物ではなく、契約者との関係性において透明性・公平性・公正性がなくてはならず、理事長や職員の恣意性が排除されるべきは当然であるがこの条文もまた時代遅れである。

- ② 二つ目の不正は令和2年1月30日世田谷区立八幡山小地域体育館施設管理・受付利用案内・清掃等業務委託・・・(甲④)の官製談合である。入札前12月ごろに財団窓口の千歳温水プール管理事務所・■■■■から1時間にわたる執拗な「入札金額を下げろ」要求があり、予定価格の漏洩が行われたのである。■■■■から財団への告発・やり取りは・・・(甲⑤)のとおり。■■■■から「次も業務慣れしている■■■■にやってほしいと思っている・・・ただ予算として1400万なんてとても確保できない予定価格を超えている・・・1300万でもだめだ、認められない・・・本番いくらで入れるつもりなの?利益取れているでしょ・・・現場スタッフの社会保険ほんとに加入させているの?参考見積依頼した他2社はもっと高いので要求してないが・・・どうしてもというなら参考見積の段階はこちらの言う通り安くしてもらって、入札本番で希望通り高い金額でいればいいじゃないのか」と、ようするに■■■■の顔を立ててくれとまで言っている。■■■■は「入札日前に金額を教える営業はいないでしょ、他社にしゃべられたら困りますから・・・随契にしてもらえらなら金額交渉できますが・・・本番前に入札金額をどうして制限されないといけないのですか・・・抗議するので本部担当者を教えてください」。この一連のやりとりで予定価格は少なくとも1300万以下で設定されていることを確信しました。入札日前に特定の業者・■■■■だけが予定価格に関する秘密情報入手していたのです。官製談合防止法8条違反では発注担当者が受注してほしい業者の意向を示す行為、予定価格をほのめかす行為を禁止しています。これについて財団への情報開示請求によって交渉したことを認めています・・・(甲⑤)。開示請求の中で「議論したにすぎない」と軽い会話であったと逃げたいのだろうが議論したなら十分である。お互いで一つの議題について話し合おうという合意の下でするのが議論であり、■■■■にそのつもりはなく不調に終わるならそれでもいいと考えていた。財団としても対抗手段として予定価格を低く設定し、数あまたある業者に声掛けし、安価提示する業者を探せばいいだけのことであるが一体どれだけの努力をしているのであろうか。これは■■■■からの一方的な電話により、執拗な「金額を下げろ」要求があったという事実を浮き彫りにするだけだ。入札日前に発注者側職員が特定の業者と「入札金額」について「打ち合わせ」することを許すのだろうか。他の自治体・外郭団体の発注担当者からこのような要求を受けたことは一度もなく、例えば営業マンから予定価格のラインを聴きだそうとしても「入札については一切言えません」と言われるだけである。区の所管であるスポーツ推進課・■■■■に令和4年1月14日8時30分頃電話で開口一番「財団は認めてますね」と言われ一連の告発について財団に確認を取ってもらっている。次の入札、令和6年1月24日において■■■■は指名されていないものの、落札金額が12,896,400円→18,480,000円と5,583,600円も増額・・・(甲⑥)。あれほど執拗に「金額下げろ」要求をしておきながらこれは一体どういうことであろうか。大幅な増額で公金支出に負

担をかけることは、最低賃金ベースアップ分があるからだけでは到底説明しきれないのは明白だ。予定価格を業者の参考見積付近で設定しているとすれば、業者の“言い値”で購入していることになる。そもそも予定価格は発注者が独自で設定（算定）するものであり業者に聞いて決めるものではない。■■■■は落札業者・■■■■・■■■■とは令和2年入札時に入札室会場待合場で名刺交換し、談合協力の感謝をしておるところを財団職員に注意されている。その現場には施設課・■■■■も立ち会っており■■■■と対面した際、気まずいと思ったのか目を伏せたようだ。断定はしないが指名されなかった■■■■が下請けで潜っているはずだ。所管である世田谷区スポーツ推進部スポーツ推進課・■■■■と政策経営部政策企画課・■■■■と財務部経理課契約係・■■■■に一連の経緯を面会し説明している。世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによれば指定管理者制度の基本的な考え方として民間業者の競争原理導入で経費削減を促すとあるが、監督指導は行われているのか疑問であり、指定管理業者への丸投げが許されているわけではない。平成28年2月4日入札で■■■■から奪い取った入札こそ自由競争で形成された落札金額である・・・(甲⑦)。■■■■はビルメンテナンス業界における協力関係（持ちつ持たれつ）のある業者ではないためガチンコ勝負で取りにいったのである。また令和2年当時、施設運営を長年3人（ベテラン従業員）で回しているため、月間労働時間が過労死ラインにあり、指定管理者制度運用ガイドラインにもある世田谷区公契約条例の適正な労働環境を維持する規定が遵守されていないことも付言する。

- ③ 3つ目の不正は平成30年度世田谷区立希望丘地域体育館受付利用案内等業務委託（契約金額 2,167,128 円）、平成31年度同上（契約金額 13,305,008 円）の不当な随意契約である。令和4年8月24日財団■■■■に情報開示請求に対する苦情申し出をしているが質問①のみ簡単な回答があったのみで、②～⑦には一切回答なし・・・(甲⑧)。財団財務規定第48条(8)において契約に係る予定価格は100万円未満としている。情報開示請求での財団の随契理由は「2月スタートに間に合わせることでできる業者が■■■■1社のみであった」という陳腐なものであった・・・(甲⑨)。財団から■■■■が話をもらったのは10月から11月だったとのことだが、財団が運営する15施設を請け負っている業者であれば随契なら喜んで引き受けたらうしその他業者も同様である。6人いれば回せるのだから業者にとって都合の良い、喉から手が出るほどうれしい名誉な打診である。業者への声掛けをどこまで行い情報をつかもうとしたのか・・・いや何もせず最初から随契ありきではなかったのか。東京都ビルメンテナンス協会に加盟している企業だけでも518社あるし埼玉・神奈川県を含めてもよいだろう。普通に一般競争入札で公平公正な自由競争させればよいのである。会計法29条の3・予決令1

02条の4においても特命随意契約は極めて限定的にしか認められていない。極めて限定的とはその地域で「1社だけが特許を持っている」「1社だけが特別な技術を持っている」等のだけが見ても余程のやむを得ない事情があったと思わせないといけないということ。立ち上げの責任者であった[]によれば、高度な専門性は必要でなく、また難易度の高い資格も不必要で体育施設未経験の業者であっても対応可能なものであったとのこと。実際、[]が採用したオープニングメンバーは全員体育施設が未経験であった。ぜひ1度現場業務をご確認いただきたい。業務仕様書からいけば利用料金の管理、受付電話案内、けやきネットで団体使用予約の対応、運動器具のセッティング、他関連業者との調整、拾得物管理と施錠等でありどこ施設でも求められる程度のものといえる・・・(甲⑩)。以上のように特命随契は発注手続きが不透明で、納税者に「発注者と受注者が癒着しているのではないか」との疑念を与えることである。つまり透明性が確保されないという問題がある。財団の施設を請け負っている業者は1施設=1業者が普通なところ、[]だけ4施設目を随契で渡されているのである。また、競争にさらされないで、契約価格が適正なものかどうか不確かで、納税者に「割高になっているのではないか」との疑念を持たれる可能性がある。つまり「経済性」「効率性」が確保されないという問題がある。世田谷区契約事務規則第40条に契約担当者は随意契約にしようとするときは2人以上から見積書を徴さなければならないとあるが特命随契だと競争は一切排除される。見積提示の際、財団・[]からコストダウン要求はなく、[]の“言い値”がまかり通ったのである。民間企業の資材部・購買部担当者は1円何十銭を刻んで出入り業者と価格交渉をしている。特命随意契約だからこそコスト意識が発揮されるべきであろう。公金が投入されているという意識をどこまでもって契約ごとにあたっているのか甚だ疑問である。令和4年2月4日入札でも談合協力企業の力を借り[]が落札している。[]、[]は弦巻案件で述べたが、[]とも[]入札で入札前に積算を見せ合う仲であると[]が述べているし、その他入札日前に競合他社に対し参加の有無の確認・積算資料を見せ合う・札ふり（他参加業者に入札金額の指示をする）行為を行うと述べている。このような発言は市民を挑発するものであり、このようなマインドをもった企業を黙認し入札に参加させているのは市民に対する冒瀆である・・・(甲⑪)。直ちに契約を破棄し、契約金を区に返還し、不正企業を排除し、30社以上の新しい業者を参加させ一般競争入札か総合評価方式で自由競争を実施させよ。

以上、述べたように①民談合②官製談合③不当な随意契約という江戸時代から続く日本の談合体質が凝縮されており、欧米にはほとんどない犯罪であり、日本が「談合天国」と言われる理由は存在するのである。

■は平成29年4月、■に入社し1週間後、入札責任者・■から「この業界の入札ごとに関して■から説明させるから別室に行ってくれ」と言われ、■から官製談合・民民談合の説明後、「この業界で営業としてやっていくには談合にかかわることになるが大丈夫か？」と、不正行為に関与する覚悟を問われています。前述の“札ふり役”というのは入札参加業者と談合交渉ができる人、他業者に対し入札金額の指示ができる人である。■はその■から何度となく「俺がどうして札ふり役になれたかわかるか？談合交渉で各社を■と同行したから・■が連れてくる男なら大丈夫だろうということで信頼を得たんだ」と聞かされている。■は主に■に同行しながら談合協力企業との接し方を指導されていて、「談合交渉の本当に汚い部分は■ではなく俺がやってきたんだ」が■の口癖だったとのことである。■が関与した談合案件は30件ほどでそのうち1件、神奈川県警で珍しく事件化されている・・・(甲⑫)。この事件は■市は弁護士による調査で「談合を疑うに足りる事実が認められた」として・・・(甲⑬)調査報告書を警察・公取に提出、しかしながら10か月間呼び出しもなく、公訴時効が来るのを恐れた■から「私らは役人・政治家の不正摘発のためにいるんだ・・・民民談合は蔓延しているでしょ・・・毎日公取に行ってお願ひすれば」と馬鹿にされ続け、何度か大ケンカしながら必死に通い続けたそう。令和3年5月■に家宅捜索が入り、押収した社内共有サーバーから■が作成した、他参加業者へ指示した入札金額が入札日前の日付でエクセルデータとして抽出され、令和4年9月15日■から「私を疑ってましたよね」→■「いや私も■も談合はあったと思ってましたよ」とのやり取りがあった。入札参加業者1社につき一人(全9人)＋■で計10人が送致されたが不起訴。昨年3月3日■から「談合はあった・・・積算を他機関に依頼したがはっきりせず立件できなかった」との言があった。捜査の結果、談合の事実がなかったことが判明して不起訴になったのではないということだ・・・(甲⑭)。起訴するためには談合することで、自由競争(真剣勝負時)した時より落札金額をつり上げたことまで立証しないといけない。当時の■の顧客の中で突出した利益(3年契約で5千万)をあげていたにもかかわらず・・・(甲⑮)。現実的には談合で固めた“出来レース入札”で落札金額をつり上げていない案件などないが、長年談合を続け、ガチンコ勝負したことがないため算出しようがないともいえるわけで、立件にあたって検察を困らせる。談合企業はその部分を巧みについでくるのだ。「最初から受注意欲はなかったから・・・うんと高く札入れして逃げようと考えた・・・談合してなくても同じ落札金額になっていた」と。よってこの入札案件にはそもそも“競争する素地がない”と思わせることに成功するわけだ。以上、1) 起訴できる成立要件のハードルが高くきわめて立件が困難なこと

2) 捜査2課は役人政治家の摘発のために作られている3) 事件関係者が多くて取り調べに時間がかかる4) 蔓延していて摘発してもきりが無い5) 談合は公取が摘発すべきと考えている等、警察に談合案件を持ち込んでも捨てられるのが常で、例え摘発できても刑事は評価されない仕組みになっている。背後に贈収賄がある時だけ入り口として談合から摘発するケースがあるのみ。

した
際、同じ扱いを受けている。トップダウンで談合の大半を占める民民談合をターゲットに摘発を積極的に実施しないと無法地帯のままとなる・・・(甲⑩)。一方、自治体(警察までも)が頼る公取はどうであろうか。全国で入札改革をリードする・・・などの入札改革を指導したの著書によれば、少し古いデータで恐縮だが平成20年度から24年度までに発注機関から、5年間で約3583件もの談合情報が寄せられているにもかかわらず、公取が処理した談合事件の数は26件・・・(甲⑪)。発注機関から寄せられる談合情報もほとんど紙くずと化しているのが現状である。この問題の専門家である書もある「リネーエンシー申請がないと公取も動かない・・・点の事件証拠があっても・・・点ではなく広域にわたる違反行為の客観的証拠がないと・・・もっとやらないといかんのだが」と。財団は公取が「措置しない」と判定してきたと主張するだろうが、「措置しない」=違反行為がなかったということを目指すものではない。ある経済法の研究者は米国に比べ圧倒的にマンパワーが不足していることが最大の問題であるという見解を述べている。公取のHPで確認すると課徴金納付命令実績も全国で年間8件前後であり、摘発数だけ見ても談合情報通報システムが機能不全に陥っていることがわかる。

このように捜査機関での談合捜査・摘発の低調ぶりを前提として自治体が手を打つしかないのが現状である。対策として1) 一般入札・総合評価方式にして談合がやりづらい設定にする2) 談合されてももうけさせないように予定価格を下げておく3) 予定価格を発注者で独自で積算し予定価格のラインを読みづらくする4) 入札参加業者を30社以上にして電子入札実施等これなら発注者側で可能である。

日本の入札市場は年間26兆円、件数で100万件、平均単価2600万の巨大市場。

江戸時代から続く日本の構造的な問題であり、1000兆円の借金を抱える状況で改革は急務である。

尚、財務会計上の行為が終わって1年以上経過しているが、“密室の犯罪”である談合は犯行に関与した人間からの通報がないと第三者が発見するのは至難の業である。が属するビルメンテナンス業界も違反行為者の結束が固く“沈黙の掟”があるからだ。は内部告発を恐れ、社内でも一部の者しか詳細を知らないように秘密主義でやっている。捜査機関担当官でも難しいのだから、談合に関与した者が相当な覚悟をもって告発しないと世田谷区民が知ることは不可能であり1年過ぎるのは不自然ではない。事実証明書甲⑫のの発言「入札前に参加有無の確認、資料・積算を見せ合う、札ふり(入札金額の指示)

をする」と行為そのものを認めていながら、その行為を談合と思っていないと強弁する点に見受けられるように、“談合”という言葉を使って[]を教育指導しつつ「談合は社会の必要悪であり皆が食っていくための助け合いであり犯罪ではない・・・ただ口外することではない」と指導しており、何度か競合他社との価格協定を経験させることで犯罪意識をマヒさせる。[]で談合行為に従事する営業マンは悪びれることなく平然と行っているのである。これは公共入札の経験がなく、業界の慣習を知らない新人である[]を半ば洗脳することで犯罪意識を薄めさせるという[]による“談合隠し”の巧妙な手口があり、これによって発覚が遅れてしまったことも1年を経過した要因である。市民オンブズマン基準では落札率90%超えると「不正が疑わしい」、95%超えると「不正が濃厚」とする。入札改革を進めている自治体は決まって平均落札率が80%前後に落ちる。ただ財団は予定価格・落札率を非公表としているため世田谷区民が不正をうかがい知ることはできない。又、例え公表されていたとしても、それだけをもってして不正行為の客観的証拠を持たない第三者（世田谷区民）の告発は名誉棄損、偽計業務妨害等にあたる危険性もあり二の足を踏むのは致し方ないといえる。世田谷区が発注する入札案件は年間1000件以上とその他区の外郭団体で実施される入札案件をすべて相当の注意力をもって調査するのは物理的に不可能であり、例え調査できても客観的証拠を持たないわけで、やはり直接的に違反行為に関与した行為者からの情報提供がない限り、世田谷区民が客観的に見て不正を知ることはできないと断言できる。区・外郭団体の出入り業者担当者が世田谷区民でないケースはかなりあるのだ。ただこれによって悪人を放置することとなり談合天国は維持されるという悪循環を繰り返してきているのが本案件であり日本の公共入札市場の現状である。以上1年は経過しているが、現在も不正企業が契約を継続中であり、今回、入札談合・随意契約の[]担当者であった[]からの情報提供を受け、これらの行為は区政への信頼を失墜させ、住民に低価格でより優れた成果物を得るという機会を失わせる損害を与えていると確信し、措置請求に至った。

2 請求者

住所 東京都 世田谷区 []
氏名 []

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年 5月15日

世田谷区監査委員あて

以上



令和6年6月3日

世田谷区監査委員あて

請求人

東京都 世田谷区

補正書

令和6年5月15日に提出した世田谷区職員措置請求書について次のとおり補正します。住民監査請求に該当する違法又は不当な財務会計上の行為を区が「主体」となって行った事実を明記する。

補正①世田谷区（以下区）と公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下財団）との不当な関係

区スポーツ推進部、からの情報で、長年入札・契約ごとを束ねる財団幹部（副理事長・事務局長等）に区からの派遣職員・元区職員が就任している。その人数は平成27（派遣3元職員3）、平成28（派遣2元職員2）、平成29（派遣2元職員2）、平成30（派遣2元職員1）、平成31（派遣1元職員2）、令和2（派遣0元職員1）、令和3（派遣0元職員1）、令和4（派遣0元職員2）、令和5（派遣0元職員2）、令和6（派遣1元職員1）。その他、区スポーツ推進部長は理事、区会計管理者会計課長は監事に充て職となることを慣例としているようだ。常に派遣か元区職員が財団職員を監督指導するために常勤しており、違法・不当な行為を是正することのできる近い距離で見えていたのである。区が100%出資して作った財団であるから民間で言えば親会社・子会社の関係である。財団は平成11年に設立されており、立ち上げ時なら100歩譲って区のサポートが必要であったとしても24年実務をこなしていけば独り立ちすべきだが、24年たった今もべったりの持ちつ持たれつのある関係がある。これは区にとって都合の良い天下り先となっているためだ。天下りがなぜ問題か？一つに天下りによってそのポストを維持するために無駄な予算がつくられる、二つに天下り先の業界・団体を守るための規制を変えられないという、またそこに巣くう民間出入り業者含めての癒着が生まれるからだ。国民・マスコミからさんざん批判されたこの問題を無視し、区がこの天下り・現役出向を長年続けたために弦巻の民談合・八幡山の官製談合・希望丘の不当な随意契約という昭和の遺物である違法で不当な行為を誘発したのである。これは全国の自治体の外郭団体でも見受けられる現象であり、財団の入札参加業者も当然知っており、皆が食いつなぐ（公金を分け合う）ための必要悪の談合ぐらいなら目をつぶるだろうと“天下り退職金狙い”の区職員の弱みを突いてくるのだ。業者は談合・

随契で利益を上乗せし契約金額を高止まりさせ→財団はその契約金額を基に増額して区に予算見積もり提出→元職員の再就職・派遣社員の受け入れを条件に増額した見積もりを快諾するといういつもの構図である。絵にかいたような官民のもたれあい、癒着である。これを続けた結果、日本が借金大国となった一つの要因であろう。公金も自分のモノという総無責任体制である。5月15日付で請求した3つの不正はこの状況で発生したのであり、区職員（元職員含め）管理下であるために区の監督責任が生じるのは当然である。地方公務員法38条の2関係 元職員による働きかけの禁止・営利企業等に再就職した元職員が離職前の職務に関して、現職員に対して働きかけを行うことを禁止しているが、これだけの区職員を受け入れてきていることから法令順守されていないのは明白だ。世田谷区ぐるみの要請・あっせんであることは認めざるを得ないだろう。区を退職後、単独で自由に職探しをしたらたまたま財団に行きついたらとでも説明するのだろうか。区職員が天下りすれば余計に人件費がかさみ住民監査請求の対象である“不当な公金支出”が発生する。区が組織ぐるみで公金を私物化しているのだ。厚顔無恥とはまさにこのことである。これは住民監査請求の対象である区職員による①不当な公金支出③契約の締結又は履行⑥財産の管理を怠る事実該当する。区職員は良心にしたがって自制せよ。区は財団に委託料・補助金を投入しており、それらの公金が違法又は不当に使われていないかをチェックし管理しなくてはならない。世田谷区指定管理者制度ガイドラインの区評価シートにもあるように1) 適正な予算執行・区と合意した予算の範囲内で効果的な予算執行が行われているのか2) 経理の効率化・経費削減に向けた取り組み内容が効果的であったのかを厳格に管理する義務があるのに怠っている。つまり自らの財団との濃密な人事交流という弱みがあるため恣意的にチェックを怠り、民談合・官製談合・不当な随意契約で違法に不当に委託料・補助金が利用されていることを漫然と見過ごしている監督責任が区にあるために住民監査請求を行っている。

5月15日提出の世田谷区措置請求書に基づき全3案件（①～③）を1案件ごと改めて加筆し説明する。

補正②5月15日請求した①弦巻中の民談合の不当な区の財務会計上の支出理由について補正する

落札率・予定価格を見れば談合不正が濃厚か判断がつくので、その時点で財団は不審に思い調査をしなくてはならない。■■■■■は入札日前の参考見積の段階で連絡を取り合い談合しており、その提出時点で真剣勝負（ガチンコ勝負）時より利益をのせて財団に提出している。財団は参考見積最安値の■■■■■金額付近を予定価格として設定しているだろうが、財団入札の参加業者はほぼすべて■■■■■の談合協力企業であり現在も談合は続いている。5月15日提出の事実証明書甲①から■■■■■入札責任者・■■■■■

発言「(入札日前に) 情報交換・資料積算を見せ合う、(他業者に) 札ふりした
だけでしょ、それが談合なんですか」と行為自体は認めながらそれを談合ではないと強
弁するマインドをもって入札に参加することを財団・区は黙認している。入札日前に一
戦交える者同士がここまでの話し合いを行っているとは双方弁護士立ち合いの場で公言
しているのだ。自社の重要機密である積算を競合他社間で見せ合うなどということが許
されてたまるか。公正公平な真剣勝負の自由競争を普通に行っている業界ではありえな
いことだ。競争入札の場を無法地帯にしてはいけない。この面会録音記録を は令
和3年10月12日に財団側にUSBで提出し、その後財団の入札・契約を所管する施
設課 より「面会録音聴きました」と報告を受けている。この 発言は
区民を挑発する発言で許しがたいものだ。しかし財団は令和4年2月4日入札に再び
参加させ が落札に至った。財団は からの告発を令和3年12月15日
に区スポーツ推進部 に報告しているが・・・(甲⑧) 区は ・
 を排除する指導を行っていない。不審な開札結果・ の告発を区に
挙げて説明し、区は調査を命令し調査報告書を作成させ然るべき処分をとらなくては
いけないが怠っている。区は当然財団に対し入札参加業者へのヒアリングを行うことを
指示し、前回参加業者を排除する指導を厳格に行うべきだがそれを怠っている責任は重
い。区は出資者としての監督責任を果たすことをせず、区所有の体育施設運営という住
民監査請求の対象である“財産の管理を怠っている事実”であるのは明白だ。これによ
って の面策した出来レース入札が再び行われ不当に高止まりした契約金額で
 と契約し区に損害を与えており、住民監査請求の対象となる、談合によって高止
まりした契約金額は“不当な公金支出”であり、談合行為を行った との“不当な
契約の締結又は履行”であり、区が財団に厳格な指示・指導できなかったのは“財産の管
理を怠る事実”に該当する。元 営業担当者からこれだけの情報提供を受けなが
ら区職員は入札日前に談合防止の策をうたなかった責任はあまりに大きい。処分を受
けなかった業者は区・財団の姿勢をなめてかかるようになり益々不正行為を増長させ、
最終的に世田谷区民(納税者)が損害を被ることとなる。

また、この弦巻中案件は区と財団の契約件名「学校開放施設等の運営業務委託」の中の一
業務であり・・・(甲⑨)、区から財団への特命随意契約である。この契約では競争は
一切排除される。5月15日請求にも記した通り地方自治法・会計法によって一般競争
入札が契約の原則とされているにもかかわらず施行から70年たっても法令順守してい
ない契約案件が世田谷区にはいまだにあるということだ。これは住民監査請求の対象で
ある“不当な契約の締結又は履行”に該当する。平成18年谷垣財務大臣通達による一般
競争入札の原則化は1) 随契が認められるケースを限定し、これに該当するケース以外
は一般競争入札に付すことを義務付ける2) 随契が認められるケースにおいても、でき
るだけ一般競争入札又は企画競争もしくは公募を行うことにより競争性及び透明性を
担保することを求めているがこれも無視されている。これも住民監査請求の対象である

“不当な契約の締結又は履行”に該当する。予決令99条の6、世田谷区契約事務規則第40条においても「随契によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とあるが特命随意契約の本案件ではそれすらしていないのである。これも住民監査請求の対象である“不当な契約又は履行”に該当する。ようするに区は財団設立時点から区所有の体育施設運営を無競争で財団に請け負わすことを決めていたということだ。区が財団に対し、派遣社員の受け入れと天下り職員の受け入れをしてくれることの見返りとして特命随意契約を締結しているのである。区が「主体」となって推し進めた官民癒着体制である。区職員は公務員であるにもかかわらず法令順守もせず、国の通達にも従わず、財団に無競争で区の体育施設を請け負わせることで不当な公金支出を行っている。これによって前述したとおり競争がないため財団から区に提出した見積りだけが幅を利かせてしまい、本来競争入札下にあるべき業者間での経費削減努力、業者間の熾烈な競争の中でこそ成し遂げられる技術革新によるコスト削減もなく契約金額は高止まりし、これは住民監査請求の対象である“不当な公金支出”に該当する。これらの区・財団が結託しての公共財産の私物化、世田谷区民共通の財産である公共施設を利用して区と財団だけで甘い汁を吸うことは区が“財産の管理を怠る事実”でもある。業務内容は1週間で取得できるトレーニング指導士の資格があればこなせる一人勤務の実働5時間ほどの小さなトレーニングルームの管理であり（営業担当も何度か勤務）、高度で専門的知識を要するものではなく特命随意契約に値する「請け負う1社だけが特別な技術を持っている」等の誰が見ても余程のやむを得ない事情があるような特殊な業務とはとても言えず、財団以外の業者でも十分こなせる業務である。それなのに区は前述した法令・国の通達に従わず一般競争入札等を実施してこなかったことは業務内容的観点からしても住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。本案件において談合が行われ区が損害を被った5月15日請求書1請求の要旨にある平成30年1月31日入札分の契約金額と令和4年2月4日入札分の契約金額についてに対して損害賠償請求するよう区長に勧告することを求める、また区は財団との契約を打ち切り区職員の派遣・元職員の再就職を廃止し、一般競争入札か総合評価方式で新参業者のみで公正公平な自由競争を実施させよ。

補正③5月15日請求した②八幡山小の官製談合について区の財務会計上の不当な支出理由について補正する。

公正取引委員会（以下公取）は官製談合防止法について国・地方公共団体の職員が談合に関与している事例、いわゆる官製談合が発生していた状況を踏まえ発注機関に対し組織的な対応を求め、その再発を防止するために同法律は平成15年に施行されている。公取は国・地方公共団体職員に対し違反事例をわかりやすく説明するため、リーフレット・研修用動画・自治体職員向けの講師派遣・未然防止のポスター配布をして周知を呼び掛けているにもかかわらず、区職員、財団幹部（派遣・元職員）が教

育指導せず管理チェックを怠ったため財団窓口・[]による特定の業者を利する優遇する行為が行われたのである。この違法行為によって[]営業担当[]は入札日前に予定価格のラインを知ることになり、他入札参加業者との価格協定が容易になり落札できたのである。官製談合防止法の違反事例では多くが業者側から予定価格を探る行動に端を発した事件が多いが、[]にその意思はなく、あくまで財団・[]からの電話による積極的な入札秘密情報の漏洩であった点が極めて悪質であるのだ。区から財団へ委託料・補助金が投入されており、区はそれらが財団によって違法に不当に使われていないか管理チェックする必要があるが怠ってしまったという重大な監督責任がある。これは住民監査請求の対象である“不当な公金支出”“不当な契約又は履行”に該当する。また5月15日請求分にも記載した入札会場待合場で談合協力の感謝を伝え名刺交換しているところを財団に注意されているが、詰問されることはなかった。ここで入札を中止するべきであったのだ。会場には財団施設課・[]、千歳温水プール・[]がいたにもかかわらず黙認したのである。財団の入札契約ごとを仕切る施設課[]が官製談合違反行為の知識がなかったこと含め、区の監督指導体制ができていない証である。これは住民監査請求の対象である“財産の管理を怠る事実”に該当する。

また、この八幡山案件は区と財団の契約件名「学校開放施設等の運営業務委託」の中の一業務であり・・・(甲㊸)、区から財団への特命随意契約である。以下弦巻中案件と同じ主張となる。この契約では競争は一切排除される。5月15日請求にも記した通り地方自治法・会計法によって一般競争入札が契約の原則とされているにもかかわらず施行から70年たっても法令順守していない契約案件が世田谷区にはいまだにあるということだ。これは住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。平成18年谷垣財務大臣通達による一般競争入札の原則化は1) 随契が認められるケースを限定し、これに該当するケース以外は一般競争入札に付すことを義務付ける2) 随契が認められるケースにおいても、できるだけ一般競争入札又は企画競争もしくは公募を行うことにより競争性及び透明性を担保することを求めているがこれも無視されている。これも住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。予決令99条の6、世田谷区契約事務規則第40条においても「随契によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とあるが特命随意契約の本案件ではそれすらしていないのである。これも住民監査請求の対象である“不当な契約又は履行”に該当する。ようするに区は財団設立時点から区所有の体育施設運営を無競争で財団に請け負わすことを決めていたということだ。区が財団に対し、派遣社員の受け入れと天下り職員の受け入れをしてくれることの見返りとして特命随意契約を締結しているのである。区が「主体」となって推し進めた官民癒着体制である。区職員は公務員であるにもかかわらず法令順守もせず、国の通達にも従わず、財団に無競争で区の体育施設を請け負わせることで不当な公金

支出を行っている。これによって前述したとおり競争がないため財団から区に提出した見積だけが幅を利かせてしまい、本来競争入札下にあるべき業者間での経費削減努力、業者間の熾烈な競争の中でこそ成し遂げられる技術革新によるコスト削減もなく契約金額は高止まりし、これは住民監査請求の対象である“不当な公金支出”に該当する。これらの区・財団が結託しての公共財産の私物化、世田谷区民共通の財産である公共施設を利用して区と財団だけで甘い汁を吸い、公金支出に負担をかけ区民に損害を与えることは区が“財産の管理を怠る事実”にも該当する。業務内容は受付利用案内・運動器具の出し入れ・使用料の収納補助業務・清掃等であり標準的なものである。高度で専門的知識を要するものではなく、特命随意契約に値する「請け負う1社だけが特別な技術を持っている」等の誰が見ても余程のやむを得ない事情があるような特殊な業務とはとても言えず、財団以外の業者でも十分こなせる業務である。それなのに区は前述した法令・国の通達に従わず一般競争入札等を実施してこなかったことは業務内容的観点からしても住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。本案件において談合が行われ区が損害を被った5月15日請求書1請求の要旨にある令和2年1月30日入札分の契約金額について[]に対して損害賠償請求すること、また財団職員の処分を区長に勧告することを求める、また区は財団との契約を打ち切り区職員の派遣・元職員の再就職を廃止し、一般競争入札が総合評価方式により新参業者のみで公正公平な自由競争を実施させよ。

補正④5月15日付で請求した③希望丘案件が区の財務会計上不当な支出である理由について補正する・・・(甲㉑)

この案件は区から財団への特命随意契約である。5月15日付で請求で明記したとおり財団から[]へも特命随意契約であったが、区も同様に特命随契で財団と契約しているため監督指導できるわけがない。以下弦巻中案件と同じ主張となる。この契約では競争は一切排除される。5月15日請求にも記した通り地方自治法・会計法によって一般競争入札が契約の原則とされているにもかかわらず施行から70年たっても法令順守していない契約案件が世田谷区にはいまだにあるということだ。これは住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。平成18年谷垣財務大臣通達による一般競争入札の原則化は1)随契が認められるケースを限定し、これに該当するケース以外は一般競争入札に付すことを義務付ける2)随契が認められるケースにおいても、できるだけ一般競争入札又は企画競争もしくは公募を行うことにより競争性及び透明性を担保することを求めているがこれも無視されている。これも住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。予決令99条の6、世田谷区契約事務規則第40条においても「随契によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とあるが特命随意契約の本案件ではそれすらしていないのである。これも住民監査請求の対象である

“不当な契約又は履行”に該当する。ようするに区は財団設立時点から区所有の体育施設運営を無競争で財団に請け負わすことを決めていたということだ。区が財団に対し、派遣社員の受け入れと天下り職員の受け入れをしてくれることの見返りとして特命随意契約で締結しているのである。区が「主体」となって推し進めた官民癒着体制である。区職員は公務員であるにもかかわらず法令順守もせず、国の通達にも従わず、財団に無競争で区の体育施設を請け負わせることで不当な公金支出を行っている。これによって前述したとおり競争がないため財団から区に提出した見積だけが幅を利かせてしまい、本来競争入札下にあるべき業者間での経費削減努力、業者間の熾烈な競争の中でこそ成し遂げられる技術革新によるコスト削減もなく契約金額は高止まりし、これは住民監査請求の対象である“不当な公金支出”に該当する。これらの区・財団が結託しての公共財産の私物化、世田谷区民共通の財産である公共施設を利用して区と財団だけで甘い汁を吸い、公金支出に負担をかけ区民に損害を与えることは区が“財産の管理を怠る事実”にも該当する。業務内容は5月15日請求で記述した通り標準的なものである。高度で専門的知識を要するものではなく、特命随意契約に値する「請け負う1社だけが特別な技術を持っている」等の誰が見ても余程のやむを得ない事情があるような特殊な業務とはとても言えず、財団以外の業者でも十分こなせる業務である。それなのに区は前述した法令・国の通達に従わず一般競争入札等を実施してこなかったことは業務内容的観点からしても住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。本案件で区が損害を被った5月15日請求書1請求の要旨にある平成30・31年度の契約金額について財団に対して損害賠償請求すること、また区職員・財団職員の処分を区長に勧告することを求める、また区は財団との契約を打ち切り区職員の派遣・元職員の再就職を廃止し、一般競争入札か総合評価方式により新参業者のみで公正公平な自由競争を実施させよ。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

以上